

# 《 事務所ニュース 2023年6月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101  
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252  
E-mail : [info@kashiwa-iwasaki-sr.com](mailto:info@kashiwa-iwasaki-sr.com)

## 令和5年度 労働保険年度更新について

労働保険年度更新についての令和4年度確定および令和5年度概算の労働保険料（労災保険料と雇用保険料）の申告・納付期間は6月1日（木）から7月10日（月）までとなっています。

6月上旬には労働保険申告書が労働局より送付されます。令和4年度の労働保険料の確定に必要な書類は下記の通りとなりますので、ご用意をお願い致します。

・賃金台帳（給与、賞与）

令和4年4月～令和5年3月まで

（退職者、パート、アルバイトの方も含む）

・建設の事業の場合は元請け事業の金額など

この申告・納付の手続きが遅れると、「追徴金」や「延滞金」が課せられる場合がありますので、期限内に手続きをお済ませください。

なお、集計に入る前に留意すべき事項を以下、幾つかまとめてみました。

### ●対象者

ア) 派遣社員

労災・雇用保険の申告は派遣元で行う必要があります。

イ) 出向者

労災保険の申告は出向先で、雇用保険は出向元でそれぞれ行う必要があります。

ウ) 兼務役員

従業員給与分のみ労災・雇用保険料、一般拠出金の対象となります。

## 算定基礎届の提出（7月10日まで）

健康保険及び厚生年金保険の被保険者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、7月1日現在で使用している全

ての被保険者に4～6月に支払った賃金もとに、事業主の方から「算定基礎届」によって届出いただきます。

算定基礎届の提出の対象となるのは、7月1日現在の全ての被保険者です。ただし、以下の

(1)～(3)のいずれかに該当する方は算定基礎届の提出が不要です。

(1) 6月1日以降に資格取得した方

(2) 6月30日以前に退職した方

(3) 7月改定の月額変更届を提出する方

令和3年の算定基礎届に必要な書類は下記の通りとなりますので、ご用意をお願い致します。

・賃金台帳（給与）出勤簿（タイムカード）

令和5年4月～令和年6月まで

（社会保険加入者のみ）

様式等は6月下旬より順次発送しますので、記入後速やかにご提出ください。

上記期限までの提出が難しい場合は、7月10日以降も受付いたしますが、早期のご提出にご協力いただくようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、当事務所にお気軽にお問合せください。

## 業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行  
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談(老齢・障害・遺族)

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行